



金 沢 市 公 報

第 3 2 3 0 号

令和 8 年(2026年) 10月13日

〒920-8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●公 告	
○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例の規定によるまちづくりに 関する協定の締結について (都市計画課)	1

○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 の変更について (建築指導課)	5
--	---

公 告

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年10月13日

金沢市長 村 山 卓

- 1 協定を締結した相手方
長土堀・昭典会地区の住民等
- 2 協定を締結した年月日
令和 8 年 9 月24日
- 3 協定番号
52
- 4 協定の名称
長土堀・昭典会地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	長土堀・昭典会地区まちづくり計画
まちづくり計画の 対 象 と な る 区 域	長土堀 1 丁目、長土堀 2 丁目の各一部
まちづくり計画の 対 象 と な る 区 域 の 面 積	約1.5ha
ま ち づ く り の 目 標	本地区は、藩政時代に前田家の家老を務めた今枝家の下屋敷などがあった辺りであり、長く続く土堀が長土堀の由来となったとされる歴史ある地区である。 現在は、商業・業務施設が立地する昭和大通り沿いと住宅地とが共存し、利便性と落ち着きを兼ね備えた良好な住環境が形成されているとともに、地区の傍らを流れる大野庄用水の潤いが、地区住民に憩いを与えている。 今後とも良好な住環境を守り、子どもからお年寄りまでが安心して暮らすことができる「住みたくなるまち」を目標とする。
ま ち づ く り の 方 針	まちづくりの目標の実現に向けて、以下をまちづくりの方針とする。 (1) きれいで安心して暮らせる環境づくり (2) 住民同士が協力する地域のつながりづくり

地 区 の 区 分	名 称	商業地区	住宅地区A	住宅地区B
	面 積	約 0.6 ha	約 0.5 ha	約 0.4 ha
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	-	次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。 (1) 葬儀場 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの (4) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの (5) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供するもの	
			(6) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) カラオケボックスその他これに類するもの (8) 建築基準法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号（風俗営業）に掲げる営業の用に供するもの	-
	土 地 利 用 等 の 制 限	新たに土地又は建物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者も含む。）は、事前に昭典会と協議しなければならない。ただし、一戸建ての住宅とする場合は、この限りでない。		
	そ の 他	(1) 商業地区において、建築物を旅館業法第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐することとし、地域安全及び環境保全に努める。 (2) 商業地区において、建築物を住宅宿泊事業法第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐することとし、地域安全及び環境保全に努める。 (3) 地域において実施される地域活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。 (4) 路上での喫煙並びにたばこ及びごみのばい捨てをしないよう努める。 (5) 定期的に庭木の管理や自宅周辺の清掃に努める。 (6) 空き家、空き地及び駐車場の所有者及び管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努める。		

	(7) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。 (8) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (9) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。 (10) 地震等災害時には、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。
--	---

長土堀・昭典会地区まちづくり協定区域図



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を変更したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和 8 年10月13日

金沢市長 村 山 卓

変更した道路の位置等

変更年月日	区分	指定番号	道路の位置	延長 (m)	幅員 (m)
令和 8 年 9 月15日	変更前	第350号	有松 2 丁目308番	37. 10	4. 00
	変更後	第826号	有松 2 丁目308番 2	26. 59	4. 58～4. 59

令和 8 年(2026年)10月13日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾 4 丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄